

令和3年産米の作付制限等の対象地域

令和3年産の米の取扱い		対象地域	
作付制限	立入が制限されており、作付・営農は不可	南相馬市：	帰還困難区域
		富岡町：	帰還困難区域（令和2年3月10日に避難指示が解除された地域を含む）
		大熊町：	帰還困難区域（令和2年3月5日に避難指示が解除された地域を含む。ただし、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
		双葉町：	帰還困難区域（令和2年3月4日に避難指示が解除された地域を含む。ただし、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
		浪江町：	帰還困難区域
		葛尾村：	帰還困難区域（平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域は除く）
		飯館村：	帰還困難区域
農地保全・試験栽培	営農が制限されており、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下で試験栽培を実施	大熊町：	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域 帰還困難区域のうち、平成29年11月10日に認定された特定復興再生拠点区域
		双葉町：	令和2年3月4日に避難指示が解除された地域のうち、旧避難指示解除準備区域 帰還困難区域のうち、平成29年9月15日に認定された特定復興再生拠点区域
		葛尾村：	帰還困難区域のうち、平成30年5月11日に認定された特定復興再生拠点区域
作付再開準備	管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を実施	大熊町：	平成31年4月10日に避難指示が解除された地域のうち、旧居住制限区域

令和3年産の米の取扱い		対象地域
全量生産出荷管理	管理計画を策定し、全てのほ場で吸収抑制対策等を実施、もれなく検査（全量管理・全袋検査）し、順次出荷	【該当なし】